

事務連絡
平成18年1月19日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について

平成17年度輸入食品等モニタリング計画の実施については、平成17年3月31日付け食安輸発第0331003号により通知しているところですが、今般、検疫所のモニタリング検査の結果、中国産キャベツにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、引き続き食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、下記の検査項目に係るモニタリング検査の頻度を50%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願ひします。

記

1 対象食品

中国産キャベツ及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目

残留農薬

（参考）違反事例

1. 品名：生鮮キャベツ
2. 生産国：中国
3. 検査結果：クロルヒドロス 0.09ppm 検出（基準値：0.05ppm）
4. 検疫所：東京検疫所

（届出受付番号：第24019951890号1欄）